

首相府

No. 1606/VPCP-QHTH

越出入国手続きを戻すこと

2022年3月15日

1. 外国人及び外国に在住するベトナム人のベトナム出入国手続きについて、2022年3月15日から、COVID-19 予防措置が適用される以前の、越入管法に基づく手続きに戻すことに同意する。
2. 公安省、外務省、関係省庁は、2022年3月15日付けの査免措置に関する決定（対象：ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、英国及び北アイルランド、ロシア、日本、韓国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ベラルーシの国民）を実施すること。
3. 外務省は関係機関と連携し、各国との二国間、多国間で出入国措置について策定し、ワクチンパスポートの適用について、引き続き各国と交渉して、越国民の海外渡航に有利な条件を整えること。ベトナムに在住する外国人のワクチンパスポートの適用についてガイドラインを発出すること。各国に対して、越の出入国管理策の変更について通知すること。
4. 保健省は、新たな状況下での越入国者に対する条件について、ガイドラインを発出すること。
5. 公安省は、感染症予防対策の規定に基づき、各国からの越入国者について管理すること。